

政策Ⅱ-1-(5)-①

1. 政策及び16年度重点施策等

政策	電子取引・カード取引のセキュリティ向上についての指導及び情報提供
16年度重点施策	電子取引・カード取引について金融機関等への情報提供の実施及び迅速かつ適切な取組みの促進
参考指標	情報の提供状況、金融機関等における取組み状況、意見交換等の状況

2. 政策の目標等

法定任務	預金者、保険契約者、投資者等の保護
基本目標	国民が金融サービスを適切に利用できること
重点目標	電子取引・カード取引のセキュリティが保たれていること

3. 政策の内容

電子取引・カード取引のセキュリティを向上させ、金融サービスを安心かつ適切に利用できるようにするため、金融機関等への情報提供の実施及び迅速かつ適切な取組みを促進することとしています。平成16年度においては、「偽造キャッシュカード問題に関するスタディグループ」の報告を踏まえ、金融機関等に対して、被害発生の予防策等を要請するとともに、その要請に基づき、各金融機関の対応状況をフォローアップすることとしました。

4. 現状分析及び外部要因

近年、偽造キャッシュカードを用いた預金等の不正引出しによる被害が急増し、社会問題化しています。そのため、金融庁では、17年2月に偽造キャッシュカード被害に関する実態調査を行い、この結果を踏まえ、金融機関等に対し犯罪防止策等に関する要請を行いました。また、法律やシステムの専門家からなる「偽造キャッシュカード問題に関するスタディグループ」を開催し、犯罪防止策や被害に対する補償のあり方等について検討を行い、3月31日には偽造キャッシュカード被害への補償のあり方を中心とした第一次中間取りまとめを、5月13日には盗難キャッシュカード被害への補償のあり方を中心とした第二次中間取りまとめを、6月24日には、偽造・盗難キャッシュカード被害発生の予防策・被害拡大の抑止策を中心とした最終報告書を公表し

ました。

なお、17年6月21日、「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律案」が、自由民主党及び公明党により国会に提出され、同法案は、17年8月3日成立しました。(平成18年2月10日施行予定。)

5. 事務運営についての報告及び評価

(1) 事務運営についての報告

① セキュリティ向上のための情報提供についての対応状況

偽造キャッシュカード被害にかかる実態調査を公表(17年2月22日)

金融庁は偽造キャッシュカードによる被害について実態調査を行い、その結果を17年2月に公表しました。具体的には、16年9月以前に発生した偽造キャッシュカード被害について、各金融機関からその個々の被害の状況の報告を求め、これらの報告内容を精査するとともに、追加的なヒアリングを行いました。その内容をもとに、被害の実態について詳細な分析を行い、被害の分布状況、不正引出しの状況などについて調査結果を公表しました。

金融庁は、今後、当分の間、実態調査を継続し、その結果を公表する予定です。

② セキュリティ向上のための指導についての対応状況

ア. 金融機関等に対する要請(17年2月22日)

金融庁は、17年2月、偽造キャッシュカード問題に関する実態調査の結果等を踏まえ、全国銀行協会等の金融関係団体に対して、今後の犯罪防止策や犯罪発生後の対応などについて、要請を行いました。

さらにこの要請の中で示されている事項に対する各金融機関の対応状況について、銀行法第24条等の規定に基づき、「偽造キャッシュカード犯罪緊急対応方針」の提出を求め、フォローアップすることとしました。

イ. 偽造キャッシュカード問題に対する金融機関の取組み状況を公表(17年6月24日)

各金融機関の「偽造キャッシュカード犯罪緊急対応方針」等及びその後のフォローアップにより、各金融機関におけるATMシステムに関するセキュリティ対策を取りまとめ、公表しました。

③ 偽造・盗難キャッシュカード被害に対する補償を中心としたルール案の公表

金融庁は、法律やシステムの専門家からなる偽造キャッシュカード問題スタディグループ(座長:岩原紳作東京大学教授、初会合:17年2月22日)を開催し、犯罪防止策、犯罪発生後の対応のあり方、被害が発生した場合の預金者への補償

のあり方について検討していただき、以下の報告書等を公表しました。

- ア. 偽造キャッシュカード被害に対する補償のあり方を中心とした第一次中間取りまとめを公表（17年3月31日）
- イ. 盗難キャッシュカード被害に対する補償のあり方を中心とした第二次中間取りまとめを公表（17年5月13日）
- ウ. 偽造・盗難キャッシュカード被害発生の予防策・被害拡大の抑止策を中心とした最終報告書を公表（17年6月24日）

（2）評価

① セキュリティ向上のための情報提供についての対応状況

金融機関及び預金者が、被害防止に向けた対策を講じるにあたって参考となるよう、偽造キャッシュカードの被害実態について、可能な限り詳細かつ具体的な調査結果を公表しました。この調査結果は、金融機関及び預金者の被害防止に向けた一層の取組みに寄与するものと考えています。

○ 偽造キャッシュカード被害にかかる実態調査結果を公表（17年2月22日）

引出しの状況（時間帯別やATM設置形態別の状況、地理的状況、回数、所要日数、引出し額等）、被害の発生の要因、被害拡大の原因（被害に気づくまでの日数、暗証番号の状況等）等について、実態調査を行い、その結果を公表しました。（詳細は、金融庁ホームページ「偽造キャッシュカード問題に関する金融庁の対応（別添1）」を参照^{※1}。）

② セキュリティ向上のための指導についての対応状況

上記実態調査結果及びスタディグループ最終報告を踏まえ、金融機関等に対して要請を行っていますが、以下の対応を行い、その実効性を担保することにより、被害防止に向けた一層の取組みに寄与するものと考えています。

ア. 銀行法第24条に基づき、「偽造キャッシュカード犯罪緊急対応方針」の報告を徴求等（17年3月）

イ. 偽造キャッシュカード問題に対する金融機関の取組み状況を公表（17年6月24日）

ATMセキュリティ対策における金融機関の主な取組み状況についてフォローアップを行ったところ、各金融機関の取組みについて、一定の進展がみられました。（詳細は、金融庁ホームページ「偽造キャッシュカード問題に関するスタディグループ」の最終報告書の公表について」の（参考）「偽造キャッシュカード問題に対する金融機関の取組み状況（17年4月末）」を参照^{※2}。）

※1 <http://www.fsa.go.jp/news/newsj/16/ginkou/f-20050222-1.html>

※2 <http://www.fsa.go.jp/news/newsj/16/ginkou/f-20050624-4/02.pdf>

(ア) 利用限度額の引下げ

- a. 引出し限度額の一律引下げ（予定を含む） 91%（うち銀行90%）
銀行のうち、対応済みのものをみれば、引下げ後の利用限度額は100万円超200万円以下が全体の8割。
- b. 個別利用限度額の設定可能（同上） 68%（うち銀行94%）
なお、銀行について、対応済みのものをみれば、設定可能上限額は500万円超が全体の4割、100万円超200万円以下が全体の3割。

(イ) ICキャッシュカード化

- a. ICキャッシュカードの導入（予定を含む） 8%（うち銀行39%）
なお、主要行（都市銀行、長期信用銀行、信託銀行、外国銀行等）及び地方銀行に限れば48%が対応済み又は対応予定。
- b. ICキャッシュカード対応ATM（対応予定として回答のあった予定台数を含む） 15%（うち銀行19%）
なお、主要行に限れば、26%が対応済み。

- ③ 偽造・盗難キャッシュカード被害に対する補償を中心としたルール案の公表
偽造・盗難キャッシュカード被害に対する補償については、一定の結論が得られ、基本的なルール案を取りまとめました。

6. 今後の課題

最終報告書において指摘されている事項について、金融機関の対応の進捗状況について、フォローアップしていく必要があります。さらに、

- ① システム・セキュリティ対策について、標準・評価基準を整備し、その運営等も含め監査・評価する仕組みのあり方の検討を行うための検討会の設置
- ② 事故・犯罪発生状況を把握・分析した結果、新たな問題点が発見された場合に、行政当局も含めた関係者における情報共有
- ③ 金融機関におけるシステム・セキュリティ対策に関し、監督指針において明確に位置付け

などの指摘がなされており、必要な対応が求められています。

なお、自由民主党及び公明党により国会に提出された「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律案」の成立を受け、預貯金者の保護及び預貯金に対する信頼確保という法律の趣旨を踏まえた、適切な対応が求められています。

7. 当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組み（最終報告書において指摘のあった、システム・セキュリティ対策について、標準・評価基準を整備し、その運営等も含め監査・評価する仕組みのあり方の検討を行うための検討会の設置等）の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。

8. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

9. 注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、下記に掲げる資料を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・ 偽造キャッシュカードに関する金融庁の対応について（17年2月22日公表）
- ・ （別添1）偽造キャッシュカード問題に関する実態調査結果の概要（17年2月22日公表）
- ・ （別添2：要請文）偽造キャッシュカード問題への対応について（17年2月22日公表）
- ・ 偽造キャッシュカード問題に関するスタディグループメンバー
- ・ 「偽造キャッシュカード問題に関する実態調査結果（資料）」（17年2月22日）
- ・ 偽造キャッシュカード問題に関するスタディグループ第二次中間取りまとめ
～偽造キャッシュカード被害に対する補償を中心として～（17年3月31日公表）
- ・ 偽造キャッシュカード問題に関するスタディグループ中間取りまとめ
～盗難キャッシュカード被害に対する補償を中心として～（17年5月13日公表）
- ・ 偽造キャッシュカード問題に関するスタディグループ最終報告書
～偽造・盗難キャッシュカード被害発生の予防策・被害拡大の抑止策を中心として～（17年6月24日公表）
- ・ 「偽造キャッシュカード問題に対する金融機関の取組み状況（17年4月末）」（17年6月24日公表）

10. 担当部局

監督局総務課監督調査室、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課金融会社室、監督局銀行第1課、監督局銀行第2課、監督局保険課、監督局証券課